



静岡県（静岡県）

地域特性

静岡県は三大都市圏を結ぶ大動脈に位置しており、太平洋ベルト地帯にあたる沿岸域には、都市機能や産業が集中しています。沿岸域は南海トラフ巨大地震発生時には甚大な被害が想定されています。

きっかけ

東日本大震災の教訓や、南海トラフ巨大地震の被害想定の大々さなどを受け、三大都市圏を結ぶ大動脈上に位置する静岡県では、防災・減災対策を国家的使命と認識しています。

また、新東名高速道路の開通等に伴い、津波の心配のない内陸部が居住や企業の新規進出の空間として大きな可能性を持つようになり、多様なライフスタイルを選択する県土利用が期待されています。

何を目指したか

沿岸域に偏った県土利用のあり方を見直し、「防災・減災に対応した沿岸部と内陸部の均衡ある発展」と、「歴史や文化、自然等の地域資源を生かした地域づくり」の観点から、有事に備えた産業基盤の強化が、平時の産業振興や地域活性化を図る施策にもなるという、有事と平時の課題を一体的に解決しようとする取組みを目指しました。

何をやったか＜居住地域見直し＞

国の総合特区制度に加え、県独自に内陸フロンティア推進区域制度を設け、県下全35市町78区域の推進区域を指定し、沿岸・都市部と内陸・高台部の双方で事前復興の視点を取入れた取組を推進しています。

また、「静岡方式」として、最大クラスの津波（レベル2）も含めた被害の最小化を目指し、多重防御により安全性の向上を図る「静岡モデル」の施設整備も行われています。

主な課題

<仕組み>

「内陸のフロンティア」構想を進めるにあたり、県内の市町との連携が必要でした。

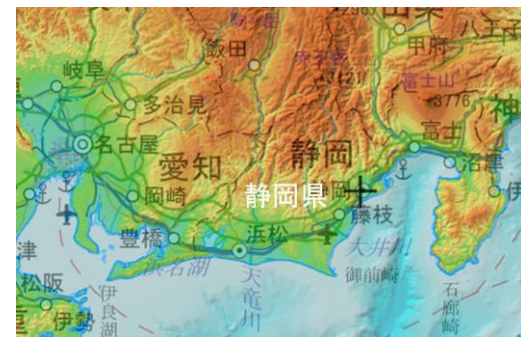
→解決策は後述

関連予算

総合特区利子補給制度（内閣府）、地域産業立地事業費助成（県、市、町）等

問い合わせ先

静岡県総合政策課（054-221-2362）



●期待される効果

国土管理

- ・適切な県土管理
- ・地域住民や地元企業等と一体となった森づくり等
- ・海岸防災林の適切な整備・管理

自然共生

- ・地域の自然に調和した植生の整備

防災・減災

- ・防潮堤と一体となって多重防御が図られる
- ・事前復興の視点での多様な防災・減災対策

地域づくり

- ・産業振興が図られる
- ・地域活性化が図られる
- ・災害に強く魅力あるまちづくりの進展
- ・住民の憩いの場の創出



「家・庭一体の住まいづくり」推進区域（小山町）



市民による防潮堤への植樹（袋井市）

●取組のステップ

平成23年

内陸フロンティアを拓く取組の開始

平成29年

静岡県国土利用計画
第5次

今後の展望

沿岸域に偏った県土のあり方を見直し、有事に備えた産業基盤の強化が、平時の産業振興や地域活性化を図る施策になる取組を行っています。

国の特区に加えて、県独自の仕組みとして内陸フロンティア推進区域を設定し、モデル事業を実施しました。

なお、推進区域における市町の取組に対し、補助金の増額等の財政的な支援に加え、土地利用等に関する人的な支援も行っています。

静岡県では、最大クラスの津波（レベル2）も含めた被害の最小化を目指した「静岡方式」として、地域の意見を取り入れ、県と市町が協働で推進し、多重防御による津波対策として、既存の防災林や道路の高上げ・補強等を検討し、安全性の向上を図る「静岡モデル防潮堤」の施設整備も行われています。

津波対策「静岡モデル防潮堤」は、津波被害が想定される21市町において検討が進められ、これまでに5市（浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市）で整備を実施しています。

静岡県では、国土利用計画（全国計画）の策定を受けて、都道府県版第5次計画（平成29年4月）を策定し、県土利用の基本方針として「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”」の実現を目指しています。

防災・減災と平時の地域成長を両立する「『内陸のフロンティア』を拓く取組」を推進しており、防災・減災対策では「静岡モデル」や「ふじのくに森の防潮堤づくり」などにより、地域特性を踏まえた津波対策を静岡方式として実施するなど、複合的な施策や選択的な国土利用の考え方を取り入れています。

静岡県では、内陸フロンティアを拓く取組は、平成39年頃までの中長期を対象とする構想であり、平成29年度をもって、第1期の取組期間が終了しました。今後、平成30年度から5年間で第2期の取組期間として、推進区域による新しい拠点整備の段階から、多様な個性を持った地域と地域の間で、人・モノ・情報が活発に対流する「多中心の対流型都市圏」の形成を目指すこととし、取組の名称を「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に変更します。

●得られた知見（課題と対応詳細）

<仕組み>

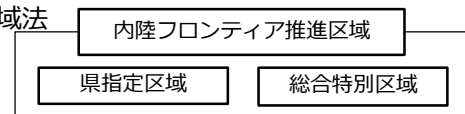
□「内陸フロンティア推進区域」による市町と連携した構想の具体化

「内陸のフロンティア」構想の取組の具体化を図るためには市町との連携が必要であるため、県独自に内陸フロンティア推進区域制度を設け、市町からの申請に基づき、県下全35市町75区域の推進区域を指定しました。

推進区域は、「県指定区域」と「総合特別区域」からなり、「県指定区」は県が実現に必要な区域を指定するものです。「総合特別区域」は、『“ふじのくに”防災減災・地域成長モデル総合特区』

（平成25年2月）として、総合特別区域法

に基づき地域活性化総合特別区域に指定（県内11区域）された区域です。



また「内陸フロンティア推進区域」で、企業向けと市町向けの支援に取り組みました。

企業向け支援策としては、通常の企業立地に関する助成に加え、用地取得に関する補助率引上げや用地取得及び新規雇用に対する助成限度額の引上げなどを行っています。

市町向け支援策としては、推進区域指定に向けた構想策定等の技術的支援としてアドバイザー派遣や、事業者が行う住宅地整備のうち、市町が補助する道路等の公共施設整備に対する助成などを行っています。

●仕組みや体制

（平成29年度まで）

